

令和5年度新たな公共交通システム調査・検討業務 提案説明書

1 業務の名称

令和5年度新たな公共交通システム調査・検討業務

2 趣旨

本説明書は、「令和5年度新たな公共交通システム調査・検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

これまで、路面電車の人や環境に優しく、まちの魅力や賑わいを創出するなどの特性を踏まえ、延伸の検討を行ってきたところであり、レールを敷くことによる自動車交通への影響や収支採算性など様々な課題に加え、既存線の経営への影響も懸念されることから、総合的に評価し、延伸は困難と結論づけたところ。

今後は、従来の形での延伸ではないが、高齢者や子ども連れなどに優しいという路面電車の特性を引き継ぎながら、少子高齢化や運転手不足など社会情勢の変化に対応するほか、脱炭素社会への取組に資するような次世代の公共交通システムの導入を視野に、新たな公共交通システムの検討を進めていく。

以上を踏まえ、本業務は新たな公共交通システムに係る調査検討を行うものである。

4 業務の内容

(1) 新たな公共交通システムの検討

2030年度末北海道新幹線開業を見据えた本格運行に向けて、社会情勢の変化や脱炭素社会への取組を踏まえて、利用者の利便性向上や運行の効率化、まちづくりへの活用などの観点から、以下の項目について検討を行う。

ア 目指すべき姿と必要な技術の検討

将来を見据えた目指すべき姿を踏まえて、創成川以東地域における公共交通の運行状況などの検討に必要な基礎データを整理した上で、必要に応じて人流データなどを用いたシミュレーションを活用しながら、デマンド交通の活用や環境配慮型車両の車格などの仕様検討のほか、予約・決済方法や料金体系の検討に加えて、既存の公共交通機関との連携や乗降所の検討など、運行システムに関する検討を行い、実現に向けた課題の整理を行う。

イ 本格運行時における運行形態の検討

上記アを踏まえて、都心部にふさわしい交通体系として、新たな公共交通システムの最適な運行方法や運行事業者などの運行形態を検討し、実現に向けた課題の整理を行う。

また、創成川以東地域における運行計画案を複数設定し、各案の概算事業費、概算経費について整理する。なお、発注者も必要に応じて情報収集を行い、受託者への情報提供を行う。

(2) 実験計画の検討

新たな公共交通システムの有用性について検証を行うため、創成川以東地域を対象として、令和6・7年度に社会実験を想定しており、本業務では、社会実験の実施内容等に関して、以下の検討を行う。

ア 検証内容

上記(1)の本格運行時の目指すべき姿を踏まえて、対象者、既存の公共交通との連携、予約・決済システム、配車システム、運行車両など、社会実験における検証内容を検討する。

イ 実験計画と検証方法、スケジュール

(2)アを踏まえ、実験範囲や時期、運行計画、周知方法に加え、利用者や交通事業者に対する意見聴取などの検証方法の検討を行う。また、実験に向けた必要な手続きなど想定される工程を具体的に整理するとともに、概算事業費、概算経費も併せて整理する。

なお、発注者も必要に応じて情報収集を行い、受託者への情報提供を行う。

ウ 各システム仕様の詳細検討

予約・決済システム、配車システム、運行車両、乗降所の仕様について、それぞれの専門事業者と詳細を協議して、仕様等の検討を行うとともに、社会実験の準備及び実施に係る調整を行う。

(3) 関係機関との協議資料の作成等

新たな公共交通システムの検討に当たって行う予定の関係機関（交通事業者、北海道警察、道路管理者）および地域関係者との協議資料・説明用資料の作成を行う。

また、上記(1)及び(2)の検討にあたっては、学識経験者の意見を踏まえて整理を行うこととし、意見収集に伴い会議等を開催する場合は、当該運営も行う。

(4) 報告書の作成

上述の経過、結果をとりまとめた報告書を作成する。

(5) 打合せ

打合せは、業務着手時と成果物納入時の他に、中間打合せとして4回実施する。

(6) 資料提供

交通データや札幌市の関連計画等について提供可能な資料は、必要に応じて発注者より提供するものとする。

5 業務の履行機関

契約書に示す着手の日から令和6年3月22日までとする。

6 業務提案の上限額

金 25,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

7 企画提案を求める事項

項目	説明	ページ数
(1) 業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4判1ページまで
(2) 新たな公共交通システムの検討	本格運行時の目指すべき姿を踏まえ、公共交通に関する新技術の活用検討等を進める上での考慮すべきポイント、着眼点等	A4判4ページまで
(3) 実験計画の検討	実験内容等の検討に関する留意事項、考慮すべきポイント、着眼点等	
(4) 関係機関との協議資料の作成等	新たな公共交通システム検討にあたり必要な関係機関、地域関係者との協議や学識経験者の意見収集に関し考慮すべきポイント、着眼点等	
(5) その他独自提案	上記のほか、独自の提案事項があれば追加	A4判1ページまで
(6) 業務工程表及び業務実施体制	履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制、担当技術者の交通に係る計画策定に関連する業務の経歴	A4判1ページまで
(7) 参考見積	業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4判1ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独

での入札参加を希望していないこと。

- (5) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 国又は地方公共団体等が発注した、交通に係る計画策定の業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】 1 部

① 参加意向申出書（様式第 1 号）

（添付書類）

ア 同種業務等実績書（様式第 2 号）

上記 8－(6)に係る業務の実績を記載

イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

ウ 競争参加資格認定通知書の写し

② 企画提案書（様式自由）

用紙サイズはA4 判とし、両面印刷とする。提案書のページ数については、上記 7 を参照のこと。ただし、下記 11 に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものであること。

【副本】 10 部

上記②の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記 14 の担当に提出すること。

(3) 提出期限

令和 5 年 5 月 9 日(火)15 時 00 分必着とする（送付の場合は特定記録による送付とし、前日必着）。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用する

ことを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和5年5月1日(月) 17時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の担当まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、関係機関及び札幌市の関係部局の職員等からなる「令和5年度新たな公共

交通システム調査・検討業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記 8 に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。
なお、参加者が少数の場合は、一次審査を省略することがある。

- (ア) 上記 6 の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。
- (イ) 一次審査通過の企画提案は 3 件とする。
- (ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

なお、二次審査は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、提出書類による書類審査にて審査を行う等、審査方法の変更を行う可能性がある。

- (ア) 出席者は 1 件当たり 3 名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。
- (イ) プレゼンテーションは、30 分程度(説明 15 分・質疑 15 分)とする。
- (ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。
- (エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。
- (オ) スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日は提案者が控室において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェクターに接続できるように準備しておくこと。
- (カ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査	令和 5 年 5 月 16 日(火)
二次審査	令和 5 年 5 月 23 日(火)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の 6 割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目(2)・(3)・

(4)の合計点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とし、当該項目においても同点の場合
はくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

[審査基準]

項 目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか。	15
(2) 新たな公共交通システムの検討	将来を見据えた目指すべき姿を踏まえ、公共交通に関する新技術の活用検討等を進める上での考慮すべきポイント、着眼点等が具体的かつ妥当なものであるか。	25
(3) 実験計画の検討	社会実験で検証が必要な項目や実験内容等の検討に関する留意事項、考慮すべきポイント、着眼点等が具体的かつ妥当なものであるか。	25
(4) 関係機関との協議資料作成等	新たな公共交通システム検討の関係機関や学識経験者の意見収集に当たり考慮すべきポイント、着眼点等について、具体的かつ妥当なものであるか。	15
(5) その他独自提案	独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、具体的かつ妥当なものであるか。	10
(6) 業務工程表及び業務実施体制	スケジュールについて、妥当かつ具体的なものであるか。業務実施体制について、妥当であり、専門性が高い担当技術者を配置したものであるか。	10
合 計		100

(4) 二次審査結果の通知

審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が1者の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に

係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 参考図書

参考図書については下記14の場所にて閲覧可能（貸出及び複写は不可）。閲覧を希望する場合は事前に連絡のうえ、閲覧日時の調整を行うこと。

ただし、閲覧は令和5年5月8日（月）17時15分までとする。

14 担当

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114

E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp